

様式第1号（第3条関係）

（農地所有者が市民農園を開設する場合）

市 民 農 園 貸 付 協 定

（目的）

第1 _____（以下「開設者」という。）及び習志野市は、市民農園の用に供する農地（以下「特定貸付農地」という。）の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協定の区域）

第2 この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

（特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項）

第3 開設者は、特定農地貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

2 開設者は、借受者が、契約期間中において正当な理由がなく特定農地貸付けを受けた農地（以下「借受農地」という。）の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

3 開設者は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

4 開設者は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないよう指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、習志野市は、開設者から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

（特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項）

第4 開設者は、市民農園の整備に当たり、周辺農地所有者の了解を得るものとする。

2 開設者は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。

3 習志野市は、開設者から前項に関して指導等の要請があったときには、誠意を持って協力するものとする。

（特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項）

第5 開設者は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付規程の承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときには、自ら当該農地を適切に農業的利用を行うものとする。

2 開設者は、特定農地貸付けを廃止する場合には、3ヶ月以上の予告期間をおいて行うものとする。

3 開設者は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付規程の承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園の斡旋を行うものとする。

(開設者が習志野市に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項)

第6 開設者は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、習志野市に定期的に報告しなければならない。

(実施調査等)

第7 習志野市は、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

この協定の証として、本書2通作成し、開設者及び習志野市が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

住所 習志野市 丁目 番 号

Ⓔ

住所 習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市長

Ⓔ

別表

土地の一覧表

番号	土地の所在	地目	利用状況	面積 (㎡)
①		畑		